



早稻田大学廿七年度
歴史地理科平年講義録 日本殖民史

横井時久

始



早稻田大學出版部藏版

日本殖產史



文學博士 橫井時冬述



目次

第一編 建國より韓土内附まで

第一章 産業の發生	一
第二章 農業の獎勵	二
第三章 工業の世襲	三
第四章 外國傳來の工藝	四
第五章 この時期に於ける商業	五
第六章 寧樂朝の美術工藝	六
第七章 この時代に於ける商業	七
第八章 貴族的の工藝 地方の殖產工藝	八
第九章 この時代に於ける商業	九

第四編 鎌倉幕府の創立より桃山時代の末まで

第十章 武家勃興によりて發達せし工藝	四一
第十一章 點茶の流行によりて發達せし工藝	四六
第十二章 歐洲人の渡來によりて發達せし工藝	四九
第十三章 豊公の獎勵によりて發達せし工藝	五一
第十四章 有用植物の傳來	五三
第十五章 この時代における商業	五五

第五編 江戸幕府の創立より大政奉還まで

第十六章 各藩產物の獎勵保護	五八
第十七章 各藩藏物の中央市場	六〇
第十八章 元祿時代の工藝	六六
第十九章 享保の殖產獎勵	六七
第二十章 文化文政時代に於ける産業の隆盛	六九
第二十一章 鎮港の殖產に及ぼしたる影響	七〇

第二十二章 長崎貿易と殖產	七一
---------------	----

目次終

日本殖產史

横井時冬述

第一編 建國より韓土内附まで

第一章 産業の發生

吾人の祖先が艱難辛苦して經營せし大八洲の建國は、實に茫々たる二千五百六十餘年前にあり、今かゝる太古に於ける生活の有様を考へ、それによりて産業の發生を究めんとするは、至難のこととに屬すれども、古史の傳ふる所によりて、一々これを解剖し、仔細に觀察を下すときは、何人も暗黒の中より幾條の光明を認むることを得べし、まづ家屋の制より風俗の一般につきて考ふるに、家屋は柱を地中に埋め、其組立の材料に梁^{ダラ}、椽^{スヂ}、戸^{ドア}を用ひ、すべて蔓草の纖緯にて作りたる繩にて結ひたり、又地

床を張り其上に疊を敷けり、疊に菅疊、皮疊、絨疊の別ありき。屋根は草をもて葺き、其兩端に水木ヒキをあきて裝飾とせり。今日神社の建築に神明造と稱するものあるはこの遺制なり。又服屋、產屋、廁屋の如き特種の家屋をも設けたり。これら特種の家屋を設けたるものは、清淨潔白を好む特性よりいてしことにて、屢河水に浴して身を清潔にする慣習ありしことも併せ考ふべし。穴居の如きは所謂土雲の類にて上流のものゝ住居にはあらざるなり。又食物には稻、粟、稗麥、小豆、大豆、海布、海等其他鳥獸魚類を用ゐ。飲料には酒を釀して用ゐたり。酒を釀すには横臼、淺甕、甕の器具あり。又食物は火にて烹そを箸、平甕、葉盤ヒラカタ木葉器又などの器具を用ひて食せり。又食物は穀物を初め蒜、薑の類をつくりし外、鈎、網、筌などにて魚を捕へ。又弓矢、羃ワナなどにて、鳥獸を捕へたり。田圃を耕すには鋤、鉏スコを用ひ。又そを食物にするには杵、臼、箕の類を用ひ。頭髮にはことに意を用ひ。男子は髪を二束に分ちて、頭部の左右に結ひ綰ねて櫛をさし。女子は垂髪にして頸にさげ。寶玉をもて頭、頸、腕を裝飾し。衣服には獸皮、鳥羽の類もありしかど。大抵織物にして上衣、裳、帶、襷の類あり。雨中には蓑、笠を用ひ。夜中には燎をたきて明をとり。或は秉炬ヒビをもて物を照す用に供せり。陸行には馬あり車あ

り。馬には鞍、鎧をあきて乗り。水行には船あり。其制一ならざるも。大抵檣櫓スサニの類を割りたるものにて、只槁の一種を用ひて進行をとれり。其航海業の割合に進歩せしことは、蓋、鳥鳴尊アマノミコトが新羅に往來し給ひしにて知るべし。

工藝中ことに進歩せしは、鐵器、織物類なりき。かの天羽鞴アマハラフをつくりて鐵を鎔し、矛、劍の如き防身具を作り。又小刀、斧、鉤、鉏スコの如き器具をもつくれり。又機具に梭、杼、麻笥マシの類あり。麻、穀の皮をもて。白丹寸手、布穀青丹寸手、布青丹寸手、布の如きものを織り。また志豆波多シタハタ儀文布ヒガム、又單に阿夜アヤといふ、穀布、麻布の緝糸シキシを青赤等にそめて、横縞を織りなせるものなり。内幡ウチハタ全く莫にせしものにて、今の如き製なり。の如きや、精巧のものをも織りいだせり。又その織りたるもの或は志豆波多を織る糸を山野に生ずる茜シキをとり來り。それを春きて染めたり。かくの如く産業の源既に太古曠昧の時に發生せり。又玉祖命、石擬姥命の如きは、其工業を子孫に傳へ。後世の品部世襲の風をもこゝに始め給へり。されども要するに、當時の生活甚た單純にして、各自耕して食ひ、織りて衣るに過ぎず。其餘あるものを貯藏して、後の闕乏に備ふることを知らず。只必要物を彼此相易へて其用に供せしのみ。かの火照命、火遠理命の兄弟の神が、海山の幸易サカハシをなし給ひしは、これ交易の始なり。さ

れば今一般に商估が祭れる恵比須神は、この火遠理命なりといふ說あり、なほ古事記、日本書紀、其他一二の古書に據りてつくれる、左の表についてよく考ふべし。

稻	穀物	粟	稗	麥	小豆	大豆
酒	飲料					
柏	檜	茜	草木			
楓	櫟	介				
車	久	瀬	麻古			
櫟	楓	子	語拾遺			
松		古				
吳	桃	羅	穀古			
桃	古	摩	語拾遺			
古	語	白				
語	拾遺	歎				
拾遺						
桑		蒲				
真	賢	萄				
賢	木	萄				
木		古				
被		蘿				
被		赤				
杞		酸				
杞		醬				
湯	津	蒲				
湯	杜	波				
津	樹	士				
杜		加				
樹		美				
		薑				
		葷				
		草				

馬	獸	蟲	鳥	海	魚、貝、海草
牛					
鬼					
猪*					
真名鹿					
鼠					
海驢*					
大蛇	蠶	鳴	長鳴	蛤貝	赤鯛
	チロチ	シギ	ナガキ	ワムギ	アカタラ
	チヂチ		トリ		
		鷄	鳥鷄		
	蜂		雉		
	イナムシ		キマリ		
	蜻蛉	鳥	鷺		
	アキツ	ウ	カモ		
	螢	知杼理千鳥	雁		
		チヂリチサカニス	カリ		
	蠅		翠鳥		
	ヘビ		鳥鳩		
	蛾	雀	雀		
	ヒムシ				
	虱	鷦鷯	鷦鷯		
	シラミ	シラミ	シラミ		
	吳公		鶲		
	ムカデ		トリ		
	蛇				
	ヘビ				

船	磐櫂棹船	葦船	熊野諸手船	無目堅間小舟	槁
器財	矛	劍	紐小刀	鞆	杓
	鍛播磨風土記		斧古語拾遺	鉏古語拾遺	杖
					樅
	鏡	手纏	頭珠	御須麻流之玉	弓
	鈎	鑑	阿彌網	勾玉	矢
	笠	葉盤	鞍	押機	
衣服、織物	手抉	天羽車	轡	笑	
	桔	天羽輔	鑑		
	雙	鞆	酒	杵	
	もの	鞍	杯	白	
	の	轡	麻筈祝詞式	燧	
	糸	鑑	檻木三股に祝詞式	杵	
	の	酒	鐵鐸古語拾遺	嚴	
	觀	杯		貳	
	を	麻		平	
	詠	筈		登	
	を	祝			
	の	詞			
	を	式			

建築	裳	帶	襷	多久夫須麻栲金	
柱	椽				
菅疊		冰木			
八尋殿	絶疊				
產殿	青丹寸手麻布	戶	門		
	青丹寸手麻布				
	倭文布	垣			
		板			
		皮疊			
		内幡常陸風土記			
服屋					
廁屋					
假廁					

この表は、神代より崇神天皇の御代までを限り、古事記、日本書紀に據り、穀物、飲料、草木、魚貝、海草、鳥蟲、獸、船、器財、衣服、織物、建築等に關する名詞を網羅して掲げたるものなり、二書の外古語拾遺、風土記、祝詞式の中よりぬきて補ひつ、但し表中に書名を掲げざるものはすべて古事記、日本書紀なりと知るべし。

第二章 農産の獎勵

我日本は建國以來、陸田種子^{タツモ}、栗^{アサ}、稗^ヒ、水田種子^{タツモ}、稻^イを初め、麻^{カヤ}、穀^コの如き、穀物の原料とすべきものありて、衣食の料に供せしが、ことに稻は食物中必須のものゆゑ、一層貴ひしこと、おもはる、されば其豐熟せるさまによりて、國名をも千五百秋瑞穂國など稱して、農產國たることを表彰せり、又かの新年祭の祝詞に、手肱^{ハナ}爾^{ハシ}水沫^{ミナワ}書^{カキ}垂向股^{ムカシ}、泥畫^{ヒヂカキ}寄氏^{ヨセフミ}取作半^{オハツミ}奥津御年乎^{ヤツカ}八東穗能^{イカシ}伊加志穗^{イカシ}爾^{ハシ}皇神等^{スイカニ}依在志^{ハシ}奉者^{マツベ}初穗^{ハツホ}乎波^{ハバ}千穎^{カヒヤ}八百穎^{カヒヤ}爾^{ハシ}奉置^{ハシ}底^{ハシ}懿門^{ミカハ}高知^{ミカハ}腹滿雙底^{ミチナラバ}汁^{シル}爾^{ハシ}母穎^{カヒヤ}爾^{ハシ}母稱辭^{カヒヤ}竟奉半^{ハマツブ}などあるは、これ全く農產國の慣習にて、稻をあさむるや初穗を神に奉りて、豐年を祈る古式の太古より傳はれる證とするに足れり、又伊勢の大廣の神庫に、耕織の具を傳へ給ふなど、農業に重きをあき給ひしことを察すべし、神武天皇の中國を平げて大和の権原に定鼎し給ふや、天富命に命じて麻穀を阿波并に東國にうゑつけしめ給ひき、今の安房、兩總は、當時この二種をうゑつけしめられし國なり、其後崇神天皇いて給ひて、農本主義をとり給ひしかば、著く發達せしとみえ、この御代に至り、人民より始めて弭^{ハミ}調^{ハミタス}、手末^{ハミタ}調^{ハミタ}を奉らしめらる。既に耕織の事一般に進みて百穀豐熟せしさまを想像するに足れり、又天皇つねに水利の事に御心を注かせ給ひしかば、主として池溝を

開かしめ給ひき、これ歴代の天皇が、水利を起し給ふ始にて、依網池、菟坂池、反折池などは、當時開き給ひしものなり、實に御肇國天皇^{ハツクニシタヌミコト}の尊稱も空しからざるべし、其御子垂仁天皇^{スジミタヌミコト}も亦、御父の御志を紹がせ給ひて、五十瓊敷命に命じて、河内、大和に池溝を開き、ついで諸國に令して八百有餘の池溝を開かしめ給ひしが如きは、農事にとりて少からざる利益を與へしなるべし、又この御代に始めて屯倉^{ミヤク}の制をたて給ひて、備荒貯蓄の事を實施し給ひき、この以後歴代の天皇この良制に則りて、屯倉をあかれしもの多かりき、かくの如く崇神、垂仁兩天皇の御代において、農業の基礎固まりたるが上、韓土の内附以来、應神、仁德兩天皇の御代に至り、直接、間接に韓土傳來の法によりて、農事の改良もありしならむ、又この兩御代には、垂神天皇の遺制に則り給ひて、池溝を開き或は郊原を新墾し給ひしもの少からず、農業いよく振ひき、また雄略天皇の如きも大御心を農產工藝の事にそゝがせ給ひしかば、秦酒公^{ハタケヤシキ}の領せし歸化の人民を、諸國に分ちて養蠶^{ヒラメ}を起さしめ、又宮中に對して、皇后御みづからも養蠶をなし給ふほどのこととなれば、各地にあけよる養蠶業は無論發達せしならむ、おもふに當時の養蠶法

は、太古より傳へし日本固有のものにあらずして、仲哀天皇の御代に歸化せし功満王一代の孫帝十によりて傳へられし、漢土の養蠶法に改まりしものとおもはる、とにかく雄略天皇の御代に至り、織物原料の發達について、機業にも大なる影響を與へしや明かなり。

第三章 工藝の世襲

我邦太古より職官を世襲する慣習ありしかば、工藝家までもこの慣習ありて、其業を子孫八十連續に傳へき、されば石凝姥神の裔は鏡、長白羽神の裔は麻績、天羽槌雄神の裔は倭文布、天日一筒神の裔は刀斧といふ如く其業を世襲せり、又後にはこれららの職業の名をとりて、姓氏に名つくるに至れる、例へば爪工連、苦編首、勾管作造の類にて、これらの氏上各部曲を率ゐて朝廷に仕へたり、即倭文連に倭文部あり又韓鐵師首に韓鐵師部あるが如し、これらの部曲を總稱して品部といふ、品部は各地に散在して、朝廷の御用をつとめ又人民の需に應じて其用をも辨ぜり、これ族制政治の工藝家までに及ぼしたる影響なり、又品部はいづれの土地に住するも、群をなし

第三章 工藝の世襲

て住するものにて、其部を掌る人を伴御臣といひ、こは天皇の御臣として、國を治
ある人を國^{クニ}の御臣^{ミヤツコ}も書すといふに同じ、
而づれのころよりか、皇后、皇子、大臣、大連の如き貴顯の家には、これら部曲民を多く
使用することとなりて、民部家部など稱し、恰も資財の如きものとなりにき、されば孝德天皇の大化改新の令を發し給ふや、臣連が所有せる人民をやめて、國家の人
民になし給ひき、又當時の改革は、あらゆる世襲の族制政治を打破して、門地に拘らず
人才を登用し、氏族と職官とを明に區別し給ひき、されども品部は技術に屬する
もの故、なほ其部中より共任に堪へたる人を選び某部と稱し、番上官として採用し
給ひき、文武天皇の大寶令を發し給ふに及びても、なほ番上官として諸官司に配當せられたり、

大藏省 榛縫三十戸 錦作十六戸 木工十八種
漆工新 宮郡猪人十四戸 大竹志戸猪人 紀伊國猪人百濟人、
内藏省 新羅人各三十人 百百灣手部十戸 百濟戸十一戸
サミハタモ
漆工文賀天皇の益縫十戸 餘大笠縫豆十戸 番橋作七十戸 丹青工
漆部司 漆工中漆部十戸 泥降二戸 丹波草張一戸
織人本織部司 錦綾織百十戸 吳服部七戸 河内廣絹織人三百五十戸
鍛冶司 鍛戸三百三十八戸
鐵風管陶司 舟管戸百九十七戸 藍染戸七十二戸
紺綾染戸七十二戸
錦綾織百十戸
吳服部七戸
河内廣絹織人三百五十戸
河内廣絹織人三百五十戸
藍染戸七十二戸
吳床作二戸
飛鳥沓縫十二戸
吳床作二戸

これら新舊の品部において、我邦の工藝を支配せしが、佛教の隆盛につれて、著き影響を我工藝の上に及ぼせり、そは年々新意匠の工藝品、朝鮮支那より輸入し、我邦人の嗜好を一變せしめし爲、つひに歸化の品部といへども、其年月の古きものは、世に用ゐられざる有様となり、所謂自然淘汰によりて寧樂朝の末より平安朝の初ころまでの間に、いつとなく有名無實のものとなりにき、されば服部、土師など、いふ人々も最早其業をとらず、只空しく氏姓の上に往古祖先のとりし職名をとゞむるのみとなれり、此所謂諸史にみえたる品部の種類、この他いづれの工藝にも品部ありたるものと知るべし。

玉作部	銚作部	鍛部	麻績部	倭文部	弓削部	矢作部
楯縫部	韁編部	織部	純部	服部	染部	綺部
甲作部	梓削部	爪工部	石作部	西涅部	錦部	衣縫部
苦縫部	笠縫部	土師部	猪部	勾管作部	網部	鞍作部
猪名部	猪染部	漆部	韓鐵師部	新漢陶部	鞍作部	吳服部

日本地名典 第一編 建國より韓土内附まで 第三章 工藝の世襲

品部の地名となれるもの 和名類聚抄に據る

一四

山城
石作葛野郡
錦部愛宕郡
甲作綾喜郡
蟹幡相樂郡

大和
漆部宇陀郡
鏡作城下郡
服部山邊郡
蟹幡相樂郡

河内
錦部錦部郡
弓削若江郡
錦部瀧川郡
土師志紀郡

和泉
土師丹比郡
服部島上郡
蟹幡相樂郡

土師大鳥郡
攝津
弓削若江郡
錦部瀧川郡

土師丹比郡
服部錦部郡
弓削若江郡
錦部瀧川郡

土師大鳥郡
攝津
弓削若江郡
錦部瀧川郡

土師丹比郡
服部錦部郡
弓削若江郡
錦部瀧川郡

伊賀
服部阿拜郡
服部庵藝郡
吳部壹志郡
麻績多藝郡
主惠山也田郡

伊勢
服部庵藝郡
尾張
茜部中島郡
石作中島郡
石作山田郡

伊賀
服部阿拜郡
服部庵藝郡
吳部壹志郡
麻績多藝郡
主惠山也田郡

伊勢
服部庵藝郡
尾張
茜部中島郡
石作中島郡
石作山田郡

伊賀
服部阿拜郡
服部庵藝郡
吳部壹志郡
麻績多藝郡
主惠山也田郡

赤孫本郷
赤引絲地名因起
赤孫本郷
赤引絲地名因起
赤孫本郷
赤引絲地名因起

上野	土師那波郡	下野	土師那波郡
委文那波郡	麻績都賀郡	委文都賀郡	酒部河内郡
弓削桑田郡	玉造伊具郡	玉造玉造郡	
横作桑田郡	麻績伊具郡	玉造玉造郡	
之鶴	越前	越前	
漆部桑綾田也郡	服部諸立本服作勝	服部諸立本服作勝	
丹波			
土師天田郡			
因幡			
漁部諸鹿木綾作後			

日本殖產史

第一編 建國より韓土内附まで 第三章 工藝の世襲

建國より韓土内附まで 第三章

第三章 工藝の世襲

一九

服部八上郡	土师八上郡	土师智头郡	委文高草郡
楯縫楯 久原作立	楯縫楯 久原作立	楯縫楯 久原作立	楯縫楯 久原作立
出雲郡	出雲郡	出雲郡	出雲郡
播磨郡	播磨郡	播磨郡	播磨郡
石作失栗郡	石作失栗郡	石作失栗郡	石作失栗郡
美作郡	美作郡	美作郡	美作郡
綾部苦東郡	倭文久米郡	錦織久米郡	弓削久米郡
備前郡	須惠邑久郡	服部赤坂郡	土師邑久郡
備中郡	土師邑久郡	土師邑久郡	土師邑久郡

一八

土師山本郡	弓削御井郡
綾幡綾機城郡	豊前
肥後	綾幡綾機城郡
麻部益城郡	

第四章 外國傳來の工藝

韓半島并に支那大陸との交通は、既に太古の時、素盞鳴尊稻飯命の往來に始まるも、我邦の工藝に影響を及ぼしたるは、神功皇后征韓以來のことなりとす。神功皇后の韓士を征服し給ひしより、韓士に流寓せし支那の貴族が、皇后の御成徳を仰ぎて續々我邦に歸化せしもの、やがて直接に我邦の工藝を改良進歩せしめたる原因とはなれり。これらの人々は、皇后の御子應神天皇の御代に至り、あまたの黨類を率ゐて我邦に歸化せり。其主なるものは、秦始皇帝三世孝武王の後裔なる秦公祖弓月君、後

漢孝靈帝四代の孫倭漢直祖阿知使主其子都加使主等にて、弓月君の黨類中には養蠶に精しきものあり、阿知使主の黨類中には機業に精しきものありて、我工藝界に少からざる利益を與へしが、天皇なほこれをもて足れりとし給はず、阿知使主父子を吳に遣し織物の名手を召し、吳織漢織の法を傳へしめらる。吳をクレと稱し漢をアヤと稱するは、皆三韓の方言ならむ、綾織の如きはこの歸化の漢工が織りいだしきよりあやとは名づけゝるとぞ、これより我邦の織物一變す、またこの御代に新羅より工匠を献じ、船舶家屋の建築法も一變するにいたれり、この工匠は攝津國猪名におき給ひしをもて、世に猪名部と呼べり、猪名或は爲奈は同國河邊郡にあり。

雄畧天皇に至りては、ことに御心を工藝に注かせ給ひしかば、まづ使を百濟に遣し、新漢陶部高貴、鞍部賢貴、畫部固斯羅加、錦部定安那等を召し、上桃原下桃原、真神原の三所におきて、製造に從事せしめ給ひしは、摸範工場ともいふべきか、桃原のあとは思ひ合すべし、又眞神原のあとは、大和國高市郡賀美郷にありて、神名備山に近きあたりなりといふ、又天皇自狹村主青檜隈民使博德等を吳に遣して、吳織漢織の名手

及衣縫兄媛弟媛を召されしが、これらの人々の子孫は大和伊勢にうつりて繁殖し、
飛鳥衣縫部、伊勢衣縫部の祖となれり、この他養蠶を奨励し、贊土師部を定め給ふなど、尋常のことにはあらざりき、ことに上下桃原、真神原の三工場は、我工藝界に一條の光明を與へたる燈臺ともいふべき所にて、これより織物、陶器、繪畫の如き必要な工藝、次第／＼に起り来れり、因斯羅加の子孫が倭畫師、河内畫師となりて、工藝品の文様を司り、我邦のいと淡泊なりし工藝品をして、趣味多きものとなしたるが如き功勞も亦おもふべきなり、當時の繪畫は後世の如き人物花卉などをゑがくものにあらずして、専ら文様をゑがくに過ぎざりし時代なれば、ことにかくいふのみ、凡我邦工藝の基礎は、應神、雄略二代の天皇に至りて定れりといふべし、この二代の天皇に對して、深く御威徳を謝し奉ると同時に、秦漢内附の民并に韓土來朝の民が、我邦の工藝界に貢献せし功勞も亦忘るべからざることにこそ。

第五章 この時期に於ける商業

太古火遠理命^{*ヲ}、命が、物々交易の道を始め給ひしより、人皇十三四代までは、なほこの區

域を脱すること能はざりき、然るに、崇神、垂仁の兩朝より、漸く韓半島との交通多くなりて、國運伸張の時機に向ひしが、果して數代の後、神功皇后の征韓ありて、韓半島悉く我有に歸せしかば、韓土はいふまでもなく、支那の文物技藝を輸入することとなりて、我國運益す伸張せり、されば應神の朝に至り、都を大和の輕に移し給ふとともに、始めて商業上の市をたて給ひき、この輕市のあとは、高市郡巨勢郷にありて、大輕村といひしものなりとぞ、市なる語は、元來五十路の意味にて、商業をなす場所に限らざりしに、これより専ら商業をなすより、つひに商業上に用ゐる場所の名となりぬ、この市もやはり物々交易なりしには、ちがひなけれども、一所にあまたの貨物を集めて交易することゆゑ、この以前の如く交換すべき對手を求めありくが如き不便なく、容易に交換し得らるゝ様になりしは偏に應神天皇の賜なり、この市は弓月君、阿知使主等の黨類によりて、支那の市を傳へたるものにはあらざるか、よく考ふべし。

應神の朝より九代を経て、顯宗の朝に至り、始めて錢貨を用ゐしことみゆ、我邦にあいて錢貨の原料とすべき金銀銅の發見なき時代にて、且鑄造の事歴史上ふつにみ

えされば、或は支那あたりの錢貨を輸入して用ゐしにや、その後欽明の朝に、一行商人なる秦太津父ハダツオホツヲをあげて大藏省ツカサを授け、又舒明の朝に、上毛野宗麿カミヨウヤスムロに商長マサニの姓を授け給ひて、全國の商人を支配せしめ給ひしが如き、物々交易より漸々眞の商業に進み商人のいで來れる有様をさとるべし、この上毛野宗麿の子孫も、他の官職の如く世襲して商人を支配せしが、孝德の朝に至り、大化革新により廢せられ、他の人民の如く、商人も同しく國司の支配を受くることとなれり、その後文武天皇の大寶令を制定して發布し給ふや、商業に關することはすべて關市令、朝令等の部において定められき、これ實に我邦商法の淵源なり。

またこの天皇が、藤原の都に東西二市をあき給ひしより例となりて、寧樂朝に至りても、なほ東西二市をあかる、地方はなほさら市の制度にて商業せしかば、交通の便ある土地には、大抵市をたてゝ賣買せり、市は獨商業をなすのみならず、歌垣、其他沒宣の物、并に刑人を曝す等のことをもなされき、これ市は人の多く群集するがゆゑなるべし。

第一編 佛教傳來より寧樂朝の末まで

第六章 寧樂朝の美術工藝

我邦固有の風俗は、質朴にして清潔を好みしに、應神天皇の朝以來、韓土の交通頻繁になりて、漸くこの風俗を變じ、やゝ華美に傾きつゝありし際、欽明天皇の朝佛法を百濟より傳へ、全く固有の風俗を一變し、只管美麗にして、精巧のものを好むこととなりぬ。そは推古天皇の朝より寧樂朝にかけて、歴代の天皇、いたく佛法を崇信し給ひしかば、伽藍の建築續々起り、まづ建築の如き外部より變遷を來たし、漸々内部に用ゐる裝飾品に變遷を及せり。ことに聖武天皇の如きは、東大寺を總國分寺となし、全國中國衙廳と共に國分寺を建立せしめ給ひしかば、これより佛教一層勢力を得て、諸國に普及せり。今日東大寺の正倉院に保存し給へるものについて、其一班を窺ひしるべし、正倉院の御物は聖武天皇が天平勝寶八歲五月二日崩御あらせられたる七々の御忌辰にあたれる六月廿一日、孝謙天皇、光明皇后より、東大寺の盧

舍那佛に先帝の冥福を祈るため納め給ひし所のものになんありける。かくの如き貴重の御寶なれば、朝廷においても東大寺に其開閉を任し給はず、勅使をもてこれを開閉せしめ給ふことにて其御取扱いと嚴なりき。されば平重衡、松永久秀等が兵火にも免れて現存せしは、喜はしきことなり。この御物は、今より大むね千四百年前のものに係れり、かくの如き貴重の工藝品を一所にあつめてみるが如きことは、外國に其例あるをきかず、獨我邦の工藝史に利益を與ふるのみならず、支那、朝鮮の工藝史もしくは文明史に利益を與ふること少からざるべし。

彫刻、美術の如きは、佛像をつくる爲、推古以來天平にわたりて、鞍作鳥、稽文會、稽主勳の如き名工いで、發達せしが、工藝品についても、織物の如き染物の如き、非常に發達し、織物には韓錦、綾織の類あり、染物には纈纈、夾纈、薺纈の類ありて、其精巧なること唐のものと異らざりき。刺繡も一般の衣服に用ゐるまでには至らざりしが、佛像、佛畫の刺繡は、早くも木佛の法と共に傳りて、徃々巨大の作あり、其技術の熟練のほどを想像すべし。鑄金木工の類も、大にみるべきものありき、鑄金は木佛の法と共に傳りて盛なりしが、木工も亦木畫即嵌木の細工を巧になしたるものゝ如きは、

到底今人の企て及ばざる所なり、髹飾もこゝにいたりて大に發達し、密陀、螺鈿を應用せしが、つひに末金鏤即蒔繪を發明せり。又玻璃の工もますゝ發達し、種々の色玻璃を製造せしが、これまたつひに玻璃釉をもて、今日の所謂七寶を發明するにいたりぬ。すべて繪畫の進歩につれて、裝飾術著く發達し、工藝品に少からざる利益を與へき、ことに鼈甲、玉蟲の羽、鳴毛の類を用ひて、華文を顯すものさへいできぬ。これを要するに欽明天皇以來、漸々佛法の興隆につれて、年々支那、朝鮮より新意匠の工藝品輸入し、我邦固有の工藝品を一變して、こゝに至らしめしものか。

第七章 この時代に於ける商業

佛教傳來の關係よりして、つひに推古天皇の朝、小野妹子を隋に遣して、交通を求める給ひしが、まもなく隋亡びしかば、舒明天皇の朝、犬上御田^{ミタニ}_{スキ}稻^スを唐に遣されき、これ遣唐使の始にして、これより遣唐使のゆくごとに、留學生學問僧をも遣されしかば、唐代における文學制度の類より、宗教のことまでも傳へ來りて、大革新の時機に達せし折から、孝德天皇の朝にいたり、中大兄皇子の如き賢明の皇太子おはしまして、天

皇を助け給ひしかば、つひに唐の制度を用ゐて、大化改新の如き大革新を斷行し給へり。この時全國の商人を支配せし商長も、他の官職を世襲せしものと一様に、商業のことも國司にて支配すること、なれり。されば從ひて各地における市も、國司にて支配せしものとおもはる。文武天皇の朝、大寶元年律令を發布し給ふや、關市令において、商業に關する法律を規定し給へり、これ實に我邦商法の濫觴なり。關市令は都の東西市、其他の商業に關する法律にして、各地の市もこれに准じて支配せしなるべし。都の東西市司は、左右京職に屬し、兩市ともに市正をあき、其下に佑、令史、價長、物部、使部、直丁等をあかる、こなたの東西市司は、唐の諸市署にして、東西二市をあかるゝこと、唐の都に東西南の三市をあきし例にならひ給ひしものか。中南市を省きまた開元十年四市を省けり、又こなたにては外蕃との互市に關し、別に官をあかず、治部省の玄蕃寮にて司りしが、唐は諸互市監をあきて、諸蕃との交易に關する事を司らしめたり。

大寶令と唐の六典との對照

大寶令關市令

唐六典太府寺兩京都市署

凡市恒以午時集、日入前擊鼓三度散、
每度各九下、

凡市每肆立標題行名市司准貨物時
價爲三等、十日爲一簿、在市案記、季別
各申本司、

凡官與私交關、以物爲價者、准中沽價、
即懸評贓物者、亦如此、

凡官私權衡度量、每年二月、請大藏省
平校、不在京者、請所在國司平校、然後
聽用、

凡用稱者皆懸於格、用解者皆以概、粉
麵則稱之、

京都諸市令掌百族交易之事、丞爲之
貳、凡建棟立候、陳肆辨物、以二物平市
謂之秤以格、以三賈均市、精爲上買、次爲斗以概、粗爲下買
凡與官交易、及懸平贓物、並用中賈、其
造弓矢長刀、官爲立樣、仍題工人姓名、
然後懸鬻之、諸器物亦如之、以僞濫之
物交易者沒官、短狹不中量者還主、

凡賣買奴婢牛馬、用本公司本部公驗以
立券、
凡賣買不和而權固、謂之專署其科、及
更出開閉、其限一價、若參市而規自入
者、並禁之、

凡賣奴婢皆經本部官司取保證立券付價、其馬牛唯責保證立私券、

凡出賣者勿爲行濫、其橫刀槍鞍漆器

之屬者各令題鑄造者姓名、

凡在市與販男女別座、

凡以行濫之物交易者沒官、短狹不如

法者還主、

凡除官市買者皆就市交易不得坐召
物主乖違時價不論官私交付其價不

得懸違、

凡弓箭兵器並不得與諸蕃市易、其東
邊北邊不得置鐵冶、

凡蕃客初入關日所有一物以上關司

諸互市監各掌諸蕃交易之事、丞爲之
武、凡互市所得馬馳驢牛等、各別其色、
具齒歲膚第、以言于所隸州府、大僕差
官吏相與受領印記上馬送京師、餘量
其衆寡、並遣使送之、任其在路放牧焉、
每馬十疋、牛十頭、駝驢驢六頭、羊七十
口、各給一牧人、其營州管內蕃馬出貨
選其少壯者官爲市之、

凡市以日午擊鼓三百聲而衆以會、日
入前七刻擊鉦三百聲而衆以散、

唐六典互市監

共當客官人具錄申所司、入一關以後
更不須檢、若無關處初經國司亦准此
凡官司未交易之前不得私共諸蕃交
易、爲人糺糾者二分其物一分賞糾人、
一分沒官、若官司於其所部捉獲者皆
沒官、

凡禁物不得將出境、若蕃客入朝別勅
賜者聽將出境

大寶令は、全く唐の六典を母法としてとりたるものなることは、右に掲げし對照表
についてもしらるゝことなるが、まゝ我邦の習慣をも參照せられしあとみゆ。又
互市に至りては、國情の異なることにて、大に差あるをみるべし、かの太宰少貳小野老
朝臣が、青丹吉寧樂乃京師者咲花乃薰如今盛有とうたひし如き、寧樂の京にいたり
ては、東西市の制も一層備りて盛になりしかば、從ひて萬葉集の歌詞の中にも、往々

市のこと又は商業のことをよみたるもの多くて來れり、當時の歌は、今日の如く題を設けてよむものにあらず、折にふれてよみいづるものゆゑ、其眞實の事たりしや明かなり。

第三編 平安奠都より平氏の滅亡まで

第八章 貴族的の工藝 地方の殖産工藝

桓武天皇より一條天皇のころまで、凡二百三十年の間、天下太平にして無事なりしかば、藤原氏の如き帝室と外戚の親ありし貴族は、獨政權を私せしのみならず、莊園を開きて、不輸租の土地を領し、一門いづれも富榮に誇りしかば、他の貴族もこれにならひて、ます／＼奢侈を極めき。されば京師の工藝は、著く發達して、藤原氏式と稱する一時期をいだせり。寧樂朝において發明せられし蒔繪の如きも、貴族が意に適し、種々の調度に用ゐられて、精巧のものとなりぬ。螺鈿も蒔繪と共に愛せられ、漆器に嵌入する外、衣服にまでも用ゐらるゝこと、なりしかば、貝摺とて專業にするものいできたれり。織物も錦綾羅の類頗る發達せしが、又色目の式とて、貴族が色目の衣服をかさねて用ゐしより、從ひて染物にも影響し、種々の染法いづ、江戸の八代將軍吉宗が著しく、式内染鑑についてみば、其大概は察し得らるべし。紙の

類も紙屋川の紙屋院の抄造は、わけて精巧なりしかば、種々の色紙をいだし、貴族の需要に應じたり。これら工藝品の外、貴族らが富榮を誇るため、氏寺をたつること流行し、延いて佛像の必要起り、つひに一條天皇の朝僧康尙いづ、其子定朝名匠にして、貴族の爲に多くの佛像をつくり、其賞として綱位をうく、其子孫佛師となり、世襲して其業を傳へ、鎌倉の初にいたりて、隆盛を極めき。これを要するに、藤原氏時代の工藝は、もはや隋唐を遠かり、純粹なる日本式にして、その意匠大むね優美なりき。かの革手、水手、歌繪などいふものゝ、工藝品に用ゐられしにてもしらる、これ純粹なる日本式なれはなり。

地方も太平のながくつきたる爲、種々の工藝品より農產物、水產物の類發達せり、
そは調庸にたてまつりしものについてみると、其一斑は明にしらる、また一方より
みれば、忠實なる我國民は、この調庸もしくは別貢物として、年々たてまつるものに
ついては、特別に力をいれて製造し、それがために發達したることもありしなるべ
し。この章の末に延喜式より抄出せし、調庸の略表をみて、其一斑をしるべし。こ
の調庸の制も、天慶の亂後、漸々頽れきたりて、つひに地方の特種なる物産をして混

亂せしめき、こゝにおいて地方の物産著く衰へたり。

この法唐の六典によりたるものにて
現に大化改新の令にみゆ

諸國調庸物略表	
輸	調
伊賀國 自餘輸綾、二窠綾、紺、櫟絲、練絲、絲布一	志摩國 御取鮭、雜鮓、堅魚、熬海鰻、鼠、雜魚
常陸國 緋帛、緋纈、純、紺帛、黃帛、施、長幡	魚、紫菜、海松、鹿角、候菜、於期菜、海藻、海藻根
近江國 二色綾、九點羅、白紺、綠帛、大筥、帛、柳筥、深坏、麻筍、盤、自餘輸紺	伊賀國 白木韓櫃自餘輸米
常陸國 布	志摩國 鮑、堅魚、鰐、楚割、
近江國 韓櫃自餘輸米	常陸國 布

上野國 緋帛、黃布、緋帛、黃帛、緋革、白餘輸_レ布、縲

越後國 白絹、綿、紺、綿、布、鮭

長門國 緞、絲、雜駁、銅、鉛

土佐國 緋帛、縲帛、堅魚自餘輸_レ絹

對馬島 銀

薩摩國 監白餘輸_レ緞布

この餘略す

越後國 白木韓櫃自餘輸_レ狹布鮭

長門國 緞、米

土佐國 白木韓櫃自餘輸_レ緞米

薩摩國 緞、紙、席

この餘略す

第九章 この時代に於ける商業

平安朝に至りても、商業はなほ市によりて營まれき、されば、各地において種々の市をたてしが、ことに京師の東西市は、桓武天皇の延暦遷都以來始まりたるものにて、大畧大寶令の市制によりて定め給ひしかど、只異なる點は、東西市とも毎月十五日づつ開きしことゝ、其座敷を定められしことゝのみ、委しくいへは、東市は五十一座に

て、一日より十五日まで開き、西市は三十三座にて、十六より三十日まで開くことになり、さて又或品に限り、兩市共に通賣せしめられしも、其他は通賣することを禁せられき。

東西市對照表

	東市 五十一座	西市 三十三座
東總座	羅座	絹座
絲座	錦座	絲座
幘頭座	巾子座	幘頭座
縫衣座	帶座	縫衣座
紵座	布座	紵座
苧座	木綿座	苧座
櫛座	針座	櫛座
沓座	菲座	續麻

筆塵
丹塵
玉塵
太刀塵
箭塵
香塵
鞍褥塵
漆塵
鞶塵
燈塵
鞍橋塵
油塵
鐵并金器塵
米塵
鹽塵
糖塵
海藻塵
牛塵
心太塵
生魚塵
索餅塵
雜染塵
簾笠塵
土器塵
油塵
鹽塵
索餅塵
心太塵
生魚塵

菓子塵
干魚塵
生魚塵
麥塵
蒜塵
馬塵
海菜塵

菓子塵
干魚塵
生魚塵
麥塵
蒜塵
馬塵
海菜塵

この他京師は裨販ありて、食物類をうりあるきしといふ、裨販は男女通してよぶ名にて、提賣の義なり、後には女にて多くうることになりしより、女ののみのやうにきこゆることくなれり、さてまた地方の市の發達せしことは、毎日開く所のものゝ外その種類の増加せしにてもしらる、即市日をきめて開きしもの、二日市、三日市、四日市、五日市、八日市、十日市などの類より、商品をきめて開きしもの、桑市、絹市などの類、後世地名となりて殘れるにても、其大概をさとるべし、

かくの如く、市は發達せしかど、なほ地方の物産が増加するに及びては、到底市にのみよりて、販賣することのかたきより、つびに邸家といふもの起れり、邸家は津屋にて、百貨の集り来る海邊の地において起れるより、がくは呼ひなすとぞ、この津屋は

問屋の濫觴にして、地方の荷主より貨物を預り、需要の人を待ちてうり、荷主より口銭をとることの營業なり、とにかくかくの如き商業機關を設くるに至りしは、一大進歩といふべし。

第四編 鎌倉幕府の創立より桃山

時代の末まで

第十章 武家の勃興によりて發達せし工藝

源頼朝の幕府を鎌倉に開くや、平氏滅亡の轍に鑒み、華奢惰弱を戒め、勉めて武辨の氣風を養ひしかば、武士は質素儉約をことゝし、其遊技も笠懸、流鏑馬、犬追物の如き類とはなりぬ、こゝにおいて刀劍甲冑の如き武家用の工藝品進歩し來れり、鎌倉の滅亡以來、まもなく東北の亂興り、久しう戦争やまず、南北合一の後とても、室町將軍の號令、全國に行はれず、年々戦争ありしかば、武器の需要は、鎌倉時代に異らざりき、豊太閤のいづるや、一層心をそゝきて、武器の製作を保護せられしかば、種々の名工いて、盛なりき。

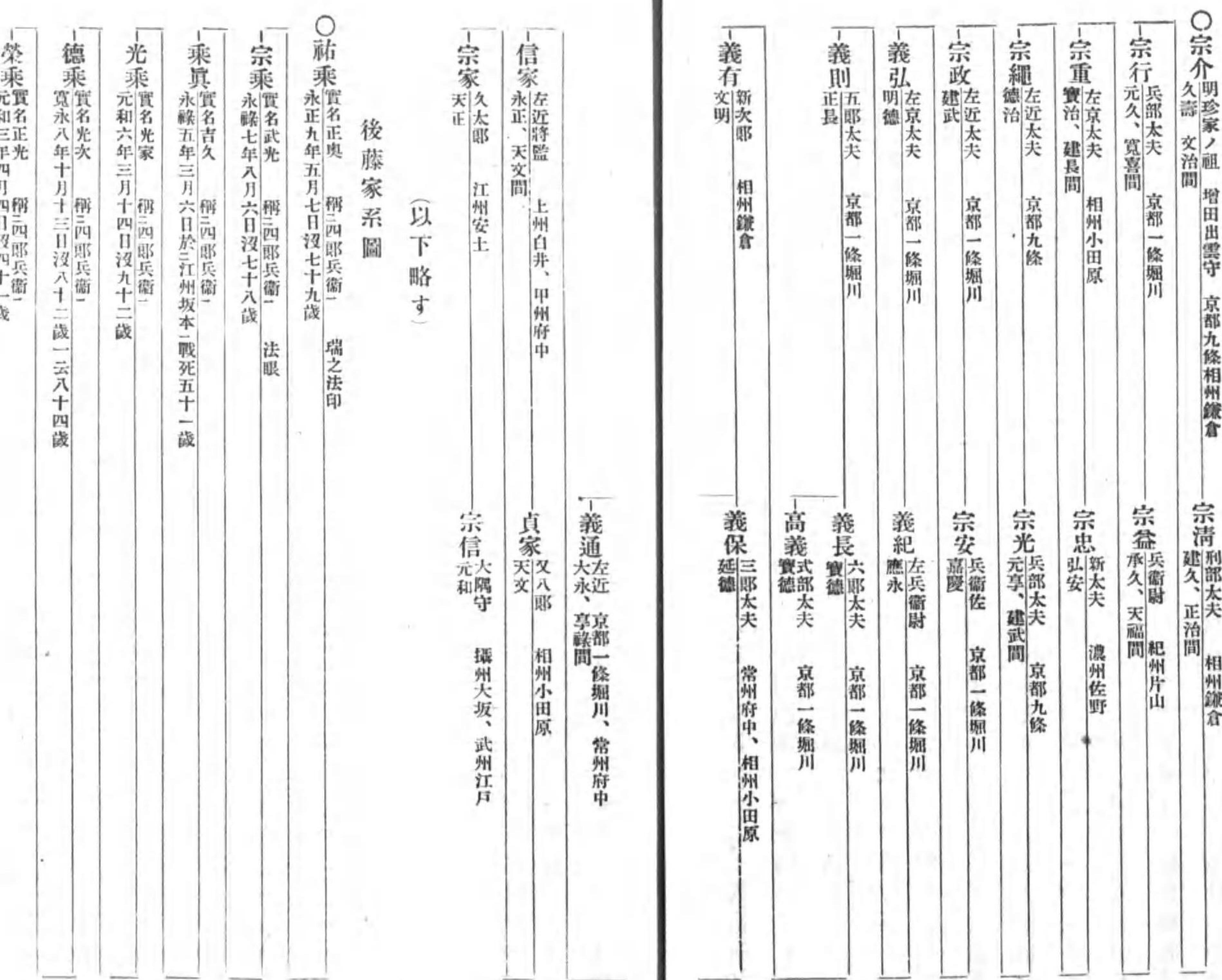
刀劍は文武天皇の朝天國のいでより平安朝に至り、伯耆の安綱、真守父子を初め、三條宗近、備前の三平高平、助平、包平の如き良工輩出せしが、鎌倉時代に至りては、後鳥羽天

皇の如き、刀劍の鍛錬を好ませ給ふ帝もいてましゝかば宮中の番銀冶いづれも名工となりて天下に名を揚げぬ、ことに一文字則宗及大文字助宗の如き其魁なるものなり、又記憶すべきは、京師に藤四郎吉光いて、鎌倉に岡崎正宗いでしことなりとす、この二人は、日本刀の鍛錬精妙を極めし名匠なり、豊太閤がかつて徳川家康を招きて、庫中の寶器を示しゝに、吉光の刀第一に居り候と、天下の珍寶を集めたる豊太閤の寶器中にて、かくの如く貴はれしにても、當時いかばかり世に珍重せられしかをして、吉光につぎて正宗の作も亦武士に珍重せられき、織田豊臣二氏の諸將をしるべし、吉光につぎて正宗の作を愛し、石田三成の如きは、國廣を澤山によび下して、正宗及其門人郷義弘の作を愛し、石田三成の如きは、國廣を澤山によび下して、正宗の刀を作らしめ、諸大名へ贈答の用に供せしとぞ、この國廣は、元日向飫肥の伊東家に仕へし刀工なりしを、豊太閤が征薩のとき、京師へつれかへりて、埋忠明壽の門人にせられしといふ、國廣につぎて橋本忠吉いづれも明壽の門に入れり、この二人の作は新刀中の名作にて、本阿彌光悦が、國廣、忠吉の作は、數百年の後は、今日人の珍重する古刀の名作と異らざるにいたらんといひしも理ぞかし、これらの名匠が輩出せしも全く豊太閤の保護によれり、

甲冑の製も源平時代、既に精巧のものありしが、つひに鎌倉時代にいたり、久壽、文治のころ増田出雲守紀宗介いづれの人の甲冑をつくるや、其鍛鐵の技術精巧にして、たとふるにものなし、こゝにおいて、近衛天皇より明珍の號を賜ひき、初め出雲よりいで、京師に住せしが後鎌倉に移りて、多くの甲冑をつくれり、これを明珍家の祖とす、其子宗清以下其業を子孫に傳ふ、後世宗介より宗安までを十代の作と稱してことに珍重す、宗安が足利義満の甲冑をつくりし以來其子孫より名工いで、諸將に愛せられしが其中にもことに名を揚げしは、左近衛將監信家なり、この人名匠にして、名譽の作いと多し、その子孫並に門人の家さかえて徳川氏時代に及ベり、裝劍具の彫刻も、足利義政の近侍後藤四郎兵衛正奥によりて、精巧優美のものいづれも、足利義満の甲冑をつくりし以來其子孫より名工いで、諸將に愛せられしが中にもことに名を揚げしは、左近衛將監信家なり、この人名匠にして、名譽の作いと多し、その子孫並に門人の家さかえて徳川氏時代に及ベり、正奥後難髮して祐乘と號す、これ後藤家十六代の基を開きたる祖なり、後世稻葉通龍正奥が彫刻の光景を評して未央の柳風になひき、太液の芙蓉露にうるほふがことく、品高く趣風流に、翫ふ人をして心を溫和ならしむといひしぞ、よくあたれる、まことにこの工の聖といふべし、其子宗乗、孫乗眞いづれも父祖の業を守りて家風をおとさず、以上の三人を上三代と稱して珍重す、されども乗眞の子光乘いづるに及

びて、後藤家三代の彫刻を大成し一機軸をいだせり、其子徳乗も名匠にして豊太閤に仕へ、装劍具の彫刻の傍、大判、小判の如き貨幣を鑄造せしとぞ。

明珍系圖



後藤家系圖

(以下略す)



(以下略す)

第十一章 點茶の流行によりて發達せし工藝

寧樂朝のころより、茶をのむことのみをしまれくにすることにて、一般になすことにあらざりしが、後醍醐天皇のころほひより、茶の會といふこと世にひろがりて、四種十服茶の品さだめして、七十服茶、百服茶などいふことさへ聞え初めたり、さて其會のやうは先づ茶亭を營み、築山、立石、木立、遣水何くれとなく、風流めきたる庭を作り、亭の中には唐大和の名畫を掛け、古き器物を種々飾りて弄ひしとぞ、されば茶亭を營み茶を進むことは、はやこのころより始まりしものならん、足利義政の東山に東求堂を建つるや、眞藝、眞相等の同朋を集め、茶を喫して書畫古器物を愛翫す、又慶南都稱名寺の僧珠光を召して茶會を催し、くさくの捷を定め、つひに後世の茶式とはなりぬ、これよりこの法を武野紹鷗に傳へ、紹鷗より千宗易休に傳ふ、千本の道悅一箇の眞壺茶葉を米四十石取の田地にかへて茶湯をなし、三好實休が愛せし三日月と名づけたる眞壺は、後六片に破れたるも三好老衆三千貫に太子屋に質入せりといふ、かくの如く一般に點茶の流行せしかば、路傍に一服一錢の茶店

を出すにいたることに織田豊臣の二氏、大に茶式を好み、其諸將も亦茶を好みしかば、軍功を賞するに茶器を以てするに至れり、當時葡萄牙の宣教師日本人の茶器に千金を抛ちて惜まざるをみて、我等の金剛石を愛するよりも甚しといへりき、豊臣氏の如きはことに茶を嗜み、軍中利休を伴ひて茶を點せしめしといふ、天正十五年北野の松原において、大茶之湯と稱し、實に盛大なる茶會を催されたり、

一 北野の於森、十月朔日より十日の間、天氣次第大茶湯被成御沙汰に付而御名物共不殘被相揃、數寄執心之者に可被爲見御ため、御催被成候事、

一 茶湯執心においては、また若黨町人百姓以下によらず、釜一つるべ一呑物一茶なきものはこがしにても不苦候間、提來可仕候事、

一座舗之儀は、松原にて候間疊二疊、但侘者はとち付にてもいなはきにても苦かる間敷事、着所之義は次第不同たるべし、

一日本之儀は不及申、數寄心懸有之ものは、唐國の者までも可能出候事

一 遠國之者まで爲可令見、十月朔日まで日限御延被成候事、

一如斯被仰出は、侘者不便に思召之義候所に、今度不罷出者は向後おいてこ

かしをもたて候事無用との御意見事候、不罷出者之所に參候者も同前たるべき事、

一侘者においては、誰々遠國之者によらず、御手前にて御茶可被下旨被仰出候事、

右以上

北野の大茶之湯以來、茶事一層盛に流行し、殆ど交際上缺くべからざるものとなれり、中にも細川忠興、古田重能、金森長重、織田長益等は千宗易上足の弟子にて、和尚をもて目せられしとぞ、和尚とは當時點茶の師範たるべき人を呼ふ稱なり、こゝにおいて、天下の工藝品は、大抵茶器となり、茶人の意匠をうけて始めて世にもてはやさる。例へば紹鷗様、利休様、織部好重古田宗和好金森などいふ類にて、罐子の鑄造京師の漆器、瀬戸、信樂、備前あたりの陶器、これが爲に發達し、一生面を開けり、されとも、これを要するに、茶人の意匠は、大むね雅致を貴ひ、風流を旨とせしものにて、精緻優美のもの少し、

第十二章 歐洲人の渡來によりて發達せし工藝

足利氏の中世に至り、歐羅巴洲の葡萄牙人が、印度洋の航路を發見せし以來、歐洲人續々東洋に來りて貿易をなし、世界の大勢を一變せしめしが、つひに葡萄牙人は、天文十二年一千五百四十三年我邦に來りて貿易をなす端を開けり、其後同じき十八年一千五十九年西班牙人も亦我邦に來れり、これよりこの二國人、九州に來りて貿易をなすとはなれり、こゝにおいて、九州の諸大名の多く港灣を開きてこの遠來の客を迎へ、目なれざる珍物に接し、其價の高下を問ふにいとまなきありさまなりき、中にも松浦家の平戸は明人王直五峰等が商館をおきし所にて、良港なりしかば、葡萄牙の商人多くこゝに集りて、一時般賑を極めたり、されば他の大名いづれも其盛況を羨みしが、松浦家と境を接する大村家は、ついに松浦家と競争をなすことにして決し、横瀬、福田などを開かれしかど、二港とも碇泊によろしからざりしより、最後に長崎を開きて、大に葡西二國人の歓心を得、平戸と貿易を二分することなれり、こゝに於て、從來の外國貿易港たりし博多、坊津の二港ますく衰へ、外國貿易は平戸長崎の二港

に集れり、葡西二國人が當時我邦へ齎らしたる貨物は、歐洲本國のものもあり、つらめど、多くは印度諸島の產物にて直接間接に我が邦の工藝に利益を與へたること少からず、中にも織物陶器革の如きは、其利益をうけしことはいと多き方なりき。當時我邦へ輸入せし工藝品の名詞が種々轉訛して我邦に傳はれるにても知らる

天鵝絨

Veludo

繙珍

Setim の轉訛

榜葛刺縞

Bengal の轉訛ベンガラ縞は木綿縞なり

聖多默縞

San Thomasより來る故にこの名あり

更紗

Suraca

羅紗

Raxa

羅背板

Raxeta

莫大小

Meias

莫臥爾革又單にモウルと稱する銅器この外

Mogul の轉訛

金モウル銀モウル風通モウル等の織物あり

應帝亞革

India の轉訛

亞嫣革

Amegav

硝子

Vidro

合羽

Capa

鈕釦

Batau

第十三章 豊公の獎勵によりて發達せし工藝

豊臣秀吉公は、織田右府の遺傳をうけ、ことの外點茶を好み、又美術工藝品を愛せられしかば、つひに書院造の家屋に繪畫彫刻を應用して桃山式の一派を開かれしが、唯これら外部の裝飾のみに止まらず、武器、茶器の類より、日用調度の類に至るまで、大むね自己の意匠を工人に授けてつくらしめられき、かの工藝家が無上の名譽とする天下一の號の如きも、豊公ことに意を注ぎて選ばれしかば、工藝家いづれも其徳に服して、益す技術を鍊磨せり、かつて筑紫の陣中にありて、征韓軍を指揮せし時すら意匠を圖にかきてはるゝ京師へ送り、種々の品を製造せしめられき、されば

京師、伏見の間に天下の美術工藝家集りて、いとく盛なりき。狩野永徳、狩野山樂、海北友松等の繪畫、一條國廣の刀、後藤徳乘の金屬彫刻、是閑吉滿の假面、幸阿彌長清の蒔繪、樂吉左衛門の陶器、名越與次郎の罐子、皆この時代にいてたり、かくの如く豊公の保護によりて發達せし美術工藝も、大阪落城の後、一は加賀の金澤に入り、一は江戸に入れり、されどもなほ京師には名工あまたとまりて、盛に美術工藝品をつくられり、これ徳川氏時代に至りても、美術工藝は江戸の上にありて海内の流行を制せし所以なり。

筑紫陣中にありて、硯管のまさゑの意匠を、京師へ送られしもの

花のもと

一すゝりは唐人日本人に禮してゐる所

日本人はつえつき羽うちはもちて

ひげながくといはん

天下一工人		種類	人	名
陶器師	樂吉左衛門常慶			
蒔繪師	法橋幸阿彌長清			
釜師	盛阿彌紹甫			
塗師	名越與次郎實久			
鏡師	西村宗次郎			
土風爐師	木瀬淨阿彌			
西打	是閑吉滿			
挽物師	左近			

第十四章 有用植物の傳來

茶は平安朝の初、入唐僧の將來せしものありて、うゑ付させ給ひしことものにみゆ

れども、一般に傳播せざりき、其後鎌倉時代に至り、後深草天皇建久二年、興福寺の僧榮西の宗より歸朝するや、茶子を將來して、筑紫の背揮山に植う、後上京して喫茶養生記をつくり其効能を稱す、榮西遷化の後、春日社の祠官中臣祐春これを傳習し、春日野なる雪解の澤邊に植えて愛護せり、偶々梅尾の明惠上人、春日社に詣うて祐春の館に宿し、茶子を乞ひて梅尾寺邊に植ゑしといふ、これ世に有名なる梅尾茶の始なり、この事後堀河天皇の叡聞に達し、上人自製の茶を献す、天皇大に賞翫し給ひて穗先茶の銘を賜ふ、將軍頼經も亦これを賞し、製茶の料として遠江國敷智郡中澤莊を與ふ、其後足利義満、應永中大内家に命して、茶を宇治に植ゑしむ、所謂森祝、宇文字、川下、奥山、朝日、琵琶の七園これなり、これより宇治茶點茶の流行するにつれてもてはやさることなれり、

木綿は既に桓武天皇の御宇傳來せしも、其後栽培の事たえしが、文祿年中ふたゝび印度より種子を傳來してうゆることなれり、貝原益軒が「木綿ナキ時ハ、貧士賤民皆麻布ヲカサネテ寒ヲフセク、近世木綿ノ種ワタリテ、南北トモニ土地ニ宜シク、四民寒苦ヲマヌカル、誠ニ萬世ノ利群國ノ寶也、明王ハ金玉ヲイヤシミテ、五穀ヲ寶トスト」古人イヘリ、木綿モ五穀ニ同シク寶トスペシ、金玉ニマサレリ」といはれし如く實に有用の植物にてこれより、諸國にうゑて織物の原料となせり、綿布は從來の麻布、苧爲布の類に比し、頗防寒に適せしをもて、其需要ます／＼盛になりて、各地より織りいたしゝも、なほいまた進歩せざりしかば、印度産の榜葛利縞、聖多默縞の類を用ゐるもの多かりき、

第十五章 この時代における商業

王朝時代に發達せし邸家は、鎌倉時代に至り、問丸と稱し、交通の便なる土地には大抵設けられき、南北朝のころより室町時代に至りては、専ら問屋と稱し、一種の株式の如くなりて世襲するに至れり、

又鎌倉時代に至り商業に座をあきて商人の式數を定むるやうになれり、こは當時政治上の中心を占めたる鎌倉の市街へ、年々他より移住する商人多くなりたるが故なり、座は絹座、炭座、米座、檜物座、千疊積座、相物座、馬座の類にして、この七種をことに七座と稱して、玄惠法印の庭訓往來にも掲げたり、室町時代に至りては、各地の領

主のどのく所領地に座をあきて専賣を許しかたく脇賣を禁したり、こゝにおいて各地の守護神社、佛閣、いづれも商工業に座をあきて、税金をとり専賣を許しかば、これが爲往々物議を惹起することありき座は米座、酒座、油座、茶座、魚座、鹽座、紙座、布座、小袖座、結桶座、摺曆座の類にして、其株を賣買讓與質入することを得たり、江戸時代に至りても、なほ座の遺風ありて、或一部分の商人に専賣を許したり、されども朱座、權座、樹座の類にして、其區域いかにも狹少なりき。

内地の商業は、王朝に至り邸家などいふ商業機關の起りしころより、漸々發達し來りしが、つひに鎌倉時代に至り、替錢といこと始まれり、替錢は爲替の濫觴にして、宋より其法を得たりと思はる、支那にては飛錢と號し、唐代に始まり、宋に至りては、直便發便などいひて盛に行はれしかば、入宋の商人其法を見て、我邦に傳へしものか、庭訓住來に湊々替錢とありて、これも邸家の如く、最初は海邊の船つきよろしき所より起りしものか、室町時代に至りては、カハセ、カハシなど稱し廣く行はれしとぞ、さればひとり商人間のみならず大名寺院よりも爲替をいだすこととなりぬ、とにかくかくかくの如き金融機關備りて、大に商業の發達に利益を與へしこと明かなり、

鎌倉時代の初より近衛家の所領なる薩摩の坊津一作唐津開けて、博多と共に宋貿易の土地となりて、彼我の往來も繁かりしに、文永五年蒙古の忽必烈との關係起り殆ど十四年間にわたりしが、つひに弘安四年五月の入寇となり、幸にして十一万の兵を殺して忽必烈をして其膽を寒からしめしも、これより外國貿易は全く杜絶し、少からざる損害を蒙れり、弘安四年より康永元年まで六十二年間、或小數の商人と九州の一二豪族とが元に赴きて貿易せしも、まづ公然たる貿易はなかりしものとみるべし、さて六十二年めに至り僧疎石夢窓國師の計畫にて、天龍寺船を出して貿易することなれり、されどもしばらくにして亡びしかば、足利義滿以來、明と勘合印貿易をなせり、これを要するに、弘安の役は彼内地の商業を萎靡せしめたるのみならず、外に貿易の上にも少からざる損害を與へたるものといふべし。

第五編 江戸幕府の創立より大政

奉還まで

第十六章 各藩產物の獎勵保護

寛永以來、諸大名漸く徳川氏の權威に服し、おのゝ賢臣を擧げて治績を求めるしかば、物産の獎勵大ひに備りて勃興せり、備前の熊澤蕃山、土佐の野中の兼山の如き、藩主を輔けて藩政を司る傍ら、物産の事に力を盡せり、其後宮崎安貞、大藏永常、佐藤信淵、二宮尊徳の如き徒いて、農政經濟の根本を建て、農政の改良に少からざる利益を與へたり、又一方には支那の本草學を本として、物産の事を研究し、あらゆる物産に向ひて繁殖改良を圖る徒いてたり、これらの徒も亦この時代の物産の發達によりては少からざる利益を與へしなるべし。

各大名の執政者も、つねに物産の發達に力を盡し、其重なる物産を獎勵保護して一大物産となし、これを藏物と稱し、大阪もしくは江戸に輸送して、販賣する政策を行はれり、寛永鑽港以來、外國貿易は只長崎の一地において、支那和蘭に限られしかば、到底多數の物産に對しては大阪の如き中央市場において賣捌くが、然らざれば江戸の如き諸大名の集合する大都會において賣捌かざるを得ざりき、さはいへ多くは大阪に藏屋敷をあきて賣捌かしめたり、かへる有様なるが故に、奥羽の諸大名も、多数の物産は大阪へ輸送して賣捌かしめしとぞ、江戸時代に至り、物産の獎勵一般に行はれしは、享保に入代將軍吉宗にて、諸大名に勸誘せし以來のことにて、吉宗ことに意を民政の上に注がれしかば、まづ自ら吹上苑に、織殿染殿を建て、また甘蔗、甘諸人參の類をうゑつけて、諸大名に分ちたるが如き、大に記憶すべきことぞかし、されば諸大名いづれも將軍家にならひて、自領の物産に對し獎勵保護を行ひたり、其後は大むね文化文政年間にいたりて、著く備りたるものゝ如し、こは江戸幕府極盛の時代にして、寛政中賢相松平定信が將軍家齊を輔佐して、物産の獎勵保護を諸大名に勧めし結果にして、各大名の國產役所が競うて物産の發達を圖りしもこの時なり、これをするに元和偃武以來殆ど三百年に近き太平を保ちしことくて、工藝品の發達農業の進歩より、造林、牧蓄、開墾、疏水、備荒貯蓄などに至まるで、大むね一生

面を開けり、

六〇

第十七章 各藩藏物の中央市場

諸大名の米穀を大阪へ輸送して販賣せしことは、既に豊臣氏の時よりぼつゝありしが、徳川氏に至り、漸々増加して、ついに諸大名の物産は、米穀のみならず多額の物産は、大むね大阪へ輸送して販賣することゝなれり、大阪は日本全國いづれの海岸よりするも便利なる土地にして、且徳川氏直轄の地なる故、中央市場として諸大名の物産を賣捌くには、好都合の土地なりき、ことに富豪家多き土地なるをもて、物産の販賣を取扱はしめ、平生の金融をつくるにも至極好都合なればなり、かくの如く年々自領の物産を輸送することとなるを以て、大阪の船つきよろしき中島堂島土佐堀あたりに屋敷をあき倉庫を設くこれを藏屋敷と云ふ、

されども公然藩有の第邸と稱せず、表面上商人の所有せる宅を借りて、其市人の名義を大阪町奉行所に届け、何藩藏屋敷と稱し、諸役銀をも上納せしとぞ、蓋し幕府の制として、諸大名いづれも、屋敷を大阪に所有することを許さるゝによれり、さて其商人を名代といひき、只松山藩津藩は幕府より屋敷を附與せられしをもて公然たる所名代の外に藏元、掛屋などいふものありて、物産の販賣又は其代金の收納を司れり、掛屋は物産賣拂の代金を預り、又月々江戸邸の入費を仕送りしといふ、但し五萬石以下の大名は、藏屋敷といはず、用所といひき、また五萬石以上の大名にても藏屋敷をおかず用聞といふものゝみをあきたるものもありきとなん、後に至りては獨大名のみならず、公卿、幕府の簾本、寺院等までも藏屋敷用所或は用聞を大阪におくに至れり、

大阪の商業は、かくの如く諸大名の物産によりて、商業繁昌せし土地にて、中央市場たりしもこれが爲のみ、維新後明治四年十二月に至り、諸藩邸宅及藏屋敷は、すべて官に收められたり、されども唯質流れになりたるものは、民有に歸せしめたるをもて、大抵民有となれりとぞ、

藩名	石高	藩名	石高
延享四年調査各藩大阪の藏屋敷			

加賀金澤	百貳萬貳千石	筑後久留米	貳拾貳萬石
薩摩鹿兒島	七拾七萬石	出羽秋田	貳拾萬五千石
尾張名古屋	六拾壹萬九千五百石	出雲松江	拾八萬六千石
紀伊和歌山	五拾五萬五千石	伊豫松山	拾五萬石
肥後熊本	五拾四萬五千石	播磨姫路	拾五萬石
筑前福岡	五拾參萬石	豐前小倉	拾五萬石
安藝廣島	四拾貳萬六千石	越後高田	拾五萬石
長門萩	參拾六萬九千石	讃岐高松	拾貳萬石
肥前佐賀	參拾五萬七千石	筑後柳川	拾壹萬九千六百石
因幡鳥取	參拾貳萬五千石	相州小田原	拾壹萬參千貳百石
伊勢津	參拾壹萬五千石	伊豫宇和島	拾萬石
備前岡山	貳拾五萬七千八百石	備後福山	拾萬石
土佐高知	貳拾四萬貳千石	對島府中	拾萬石
阿波德島		豊前中津	拾萬石

伊勢桑名	拾萬石	播磨明石	六萬石
常陸土浦	九萬五千石	周防岩國	六萬石
常陸笠間	八萬石	伊勢龜山	六萬石
肥前小城	七萬五千石	陸奥棚倉	五萬五千石
越後長岡	七萬四千石	播磨龍野	五萬參千石
豊後岡	七萬四千石	和泉岸和田	五萬貳千石
肥前唐津	七萬石	日向飫肥	五萬壹千石
肥前島原	七萬石	石見濱田	五萬四百石
日向延岡	六萬五千石	美作津山	五萬石
伊豫加納	六萬參千石	肥後臼杵	五萬石
肥前平戶	六萬石	長門長府	五萬石
伊豫大門	六萬石	備中松山	五萬石
讚岐丸龜	六萬石		
武州川越	六萬石		

陸奥津輕	石見津和野	四萬六千石
伊豫今治	四萬參千石	四萬石
攝津尼崎	參萬六千石	四萬石
攝津三田	參萬五千石	四萬石
肥後新田	參萬五千石	四萬石
肥後宇土	參萬五千石	四萬石
日向高鍋	參萬五千石	四萬石
伊豫西條	參萬石	四萬石
伊豫吉田	參萬石	四萬石
周防德山	參萬石	四萬石
下野壬生	參萬石	四萬石
肥前大村	日向佐土原	貳萬七千石
備中足守	豐後日出	貳萬五千石
肥後人吉	肥後府內	貳萬貳千石
備中新見	豐後佐伯	貳萬貳千石
肥前鹿島	肥前柏原	貳萬石
丹後柏原	播磨赤穂	貳萬石
播磨赤穂	播磨三日月	壹萬五千石
和泉伯太	壹萬參千七百石	壹萬貳千石
豐後森		

肥前五島	壹萬貳千石	伊豫小松	壹萬石
近江小室	壹萬六百參拾石	播磨林田	壹萬石
備中岡田	壹萬參百石	播磨安志	壹萬石
播磨安志	壹萬石	筑後三池	壹萬石
備中岡田	壹萬石	伊豫新谷	壹萬石
播磨林田	壹萬石	伊豫新谷	壹萬石
播磨安志	壹萬石	伊豫新谷	壹萬石
筑後三池	壹萬石	伊豫新谷	壹萬石
伊豫新谷	壹萬石	伊豫新谷	壹萬石

この他藏屋敷をあかす用聞のみをあきしもの、陸奥仙臺五千石 萬近江彦根參拾萬石 陸
奥會津貳拾參萬石 大和郡山拾五萬貳千八百八拾石 出羽米澤拾五萬石 上野前橋拾五萬石 を初め五十七藩、幕
臣六十二家あり、延享以後に至り、常陸水戸、越前福井其他の藩主も藏屋敷をあきし
かは、前の表に掲げし七十六藩と田安一橋兩家并に幕臣の分とを加ふれば、九十四
以上にのほれり、また用聞の分も延享以後ますく増加し、九十六以上にのほれり、
文化文政以後に至りては一層増加し、藏屋敷用聞をあかさるものなきに至れり。

第十八章 元祿時代の工藝

六六

徳川氏が政權を握るや慶元の際既に幸阿彌長晏、埋忠明眞、明珍宗信の如き名工を江戸に移住せしめて種々の保護を與へしも、なほ豊臣氏の恩をうけたる者は關東に向ふことをきらひて應せざるもの多かりき。寛永に至り三代將軍家光が狩野探幽、名越家昌、古滿休意、横谷宗興、奈良利輝、春田宗次の如き名工を聘して厚遇せしころより、美術工藝家も漸く天下の形勢をさとり、江戸に移住して家を起すものいづ、これ實に江戸時代の工藝を代表する元祿時代の端緒を開きたるものなりとす。五代將軍綱吉の時代に至りては、天下全く大平に屬し、諸大名いづれも無聊に苦み、歌舞音曲を弄して宴飲をことゝし、祖先質朴の氣風全く消磨し、武器歎簿具より衣服調度の類一變して、只管華美を競ふことゝなりぬ、こゝにおいて江戸の工藝盛に興れり、後世其年號をとりて元祿時代の工藝と稱し、又綱吉の法號をとりて常憲院時代の工藝と稱しき、ことに染物刺繡蒔繪の類著く發達し、徳川氏二百六十餘年間の工藝を代表するに至れり。

寛永ころまでは、なほ桃山時代の遺風ありて、純然たる江戸時代の工藝と稱すること能はざりしが、こゝに至り其意匠より製作の點に至るまで、全く徳川氏時代の工藝を代表するに至れり、されば今も其遺物を元祿時代或は常憲院時代など稱して珍重するは、實にいはれなきことにあらざるなり。これを隅田川に縁深き櫻花にてたとふれば、寛永は花のさきかけたる時代にて、元祿は恰も満開したる時代といふべきか、かくいへは文化文政の時代即文恭院法家齊の治世は、實に好景を結ひたる時代とこそいふべけれ。

第十九章 享保の殖産獎勵

徳川吉宗の紀州より入りて八代將軍となるや、銳意殖產工藝に力を盡し、海外より輸入する所の品を撫し、其種苗を得てこれを内地に繁殖せしめ、専ら輸入を防ぐことを計畫せり、さればまづ琉球より甘蔗の苗をとり寄せて、これを濱及吹上苑中に試植し、後これを諸國に分配せしが、また一方においては、侍臣に命じ吹上苑中に工場を建て、砂糖の製造を研究せしめ、つひに黒砂糖をつくりだせり、又朝鮮より薬

用人參の種を取寄せてこれを日光及信濃に植ゑさしむ、今日支那へ輸出する人參は全く吉宗の恩澤よりいづるものといふべし、又早くも馬種の改良に注意し蘭人に託して、洋種の馬二十八頭を取寄せ、これを房總の牧に放ち又白牛三頭を安房の嶺岡に放養して牛酪を製せしむ、又薩摩より甘藷の苗を取寄せ、児歳飢饉の救助にて、青木敦書に命じて、甘藷の食品として必要なる旨を記さしめ、これを諸國に廣めらる、これらの外櫟樹、漆樹の類を荒蕪の地に植付しめ、又織殿、染殿を吹上苑に建設して自ら研究せられき、かくの如く吉宗が銳意殖産の事に心を傾けしより、諸大名においても大に奮發して殖産の事に力を盡すやうになれり、されば享保以後、諸大名において產物會所を建設するもの多くいで來れり、これより諸大名に扶持せらるゝ學者も實用の學問に力を入るゝものいづ、稻生若水か庶物類纂、丹羽正伯の續庶物類纂の如き大部のものいづ、これよりさき能澤伯繼、野中良繼らが、實用の學問を唱へしより、宮崎安貞、貝原篤信の如き學者をいだしゝが、享保以後は實用的の學問一層勢力を得ることになれりこれ偏に吉宗將軍の力といふべし。

第二十章 文化文政時代における産業の隆盛

享保の殖産獎勵の政策は、よく時勢に適し、寶曆ころより寛政にわたり、文化文政に至りて好果を結へり。物產學の講究は既に大和本草、庶物類纂の如き著書にて、大に振興し來りしかども同志者相會し、實物に就いて講究し始めしは、實に寶曆丁丑^七年田村藍水が、物類會を江戸の湯島に開きしを嚆矢とす、ついで平賀鳩溪物產會を起しぬ、鳩溪が著しゝ、物產品隲によれば、藍水が寶曆丁丑物類會を起しゝより、寶曆壬午^{十二}年の歲まで六年間に、五次會を開きしとぞ、殊に壬午會は、海内同志者の出品三十餘國に及び、品物千三百餘種に達せりといふ、この會は元藥物を主とせしも、殖產の獎勵に利益を與へたること少からず、恰も今日博覽會を開きて、互に智識を交換するものに似たり、ことに製糖法製參法の如き利益の多大なりしを覺ゆ、寛政に至りては、熊本藩の製蠟、米澤藩の四木桑、楨、南部藩の牧馬、高松藩の製糖幕府の牛酪製造安房の嶺岡において庶人の爲牛酪を製せしむの如き著しく發達せり。これらの後をうけて、文化文政に至り、諸國の物產彬々として起れり養蠣、製糖、製藍、製茶、製鹽の類より、あ

らゆる工藝品著く發達し、徳川氏の太平を謳歌するもの、まづ指を元祿享保について、この時代に届せしむるに至れり、順序よりいへは、最後に位すれども、其の盛なることは實に元祿享保よりもまされり。されば諸國の物産大阪に集り、商業の盛なること前代未聞なりと稱せらる。大名の藏屋敷の多きことも、この時代なりといふ、これらの事實を湊合して考ふれば、徳川氏二百六十餘年間ににおける、最盛の世といふべし。

第二十一章 鎮港の殖産に及ぼしたる影響

豊太閤が朱印船の制をたてしより、安南、暹羅の貿易盛に起りしかど、商人を選びて特許を與へしことて、只少數の商人を保護するに過ぎざりしが、徳川氏に至り、大に制限をときて、自由を與へ、何人にも朱印免狀を願いづるものある時は、許可せられしかば、高砂、阿媽より、呂宋、安南、占城、暹羅、柬埔寨、浡泥、爪哇等へ渡航する商船舳艤相衡みて往來せり、されば呂宋暹羅などの日本町には、常に數千人駐在して商權を握れり、これらの商人中、關原の役もしくは大阪の役に敗れたる諸大名の下卒輩

にして、貿易商人になりしものも多かりしかば、一種の氣風ありて、諸外國人に尊敬せられき、又一方においては、慶長十五年より西班牙領の濃尾須般 *Nueva Espa a* の航路を開き、新西班牙との貿易を開始せり、然るに慶長十六年蘭船が喜望峰において、葡萄船を拿捕せしより、端なくも大久保石見守の件發覺してより、ついで基督教徒中徳川政府を顛覆せんとするものいでしかば、つひに寛永十三年に至り、外國の渡航を禁ずるに至れり、ついて同じき十四年、基督教徒天草の亂を興し、幕府に抗せり、こゝにおいて亂平ぐる後、蘭人、支那人の外、日本に通商することを禁じ、大に貿易を縮少せり、この結果殖產の上に影響を與へしもの少からず、南洋貿易の盛なるや、々種々の工藝品を輸入せしのみならず、有用植物を輸入して、大に殖產上に利益を與へき然るに、一朝外國の渡航を禁ぜられしより、これら輸入の道を杜絶し、延いて其影響を我殖產の上に及ぼせり。

第二十二章 長崎貿易と殖產

天草亂後は、支那人蘭人に對し、長崎の一港を限りて貿易を許し、も、大に束縛を加

へ、嚮に葡人の爲に築きし出島に蘭人を入れて他へいづることを禁ぜしが、其後支那人をも大に束縛し、長崎の市街を離れたる十禪寺村に唐人屋敷を建設して、内地人と雜居することを嚴禁したり、これより我日本人は朝鮮の釜山浦を除く外、海外にいで、貿易すること能はず、只外國貿易は長崎の出島と唐人屋敷にて、種々の制限をうけて貿易をなすのみとなれり、加之年々金貨溢出せしかば或は船數を減し或は貿易の金高を減せしむるなどの方法を取り、こゝにおいて抜荷の弊起れり、この機に乘し元祿八年江戸の商人伏見屋四郎兵衛代物替とて清蘭の賣殘品を銅にて交換することの許可を得たり、これより銅は外國輸出の重なるものとなれり、其後長崎の町年寄高木彦右衛門等、伏見屋の突然江戸よりいて來りて、莫大的の利益を占有するをみて、追定額と稱し、清蘭の賣殘品に對し、儀物鮑鱈臘乾貝、乾海苔、五倍子、銅器、漆器類、と交換することの許可を得しより、水產物の製造法俄に一變して、大に面目を改めたり、其後代物替追定額ともに停止を命し、長崎貿易は悉く長崎會所にてなすことに改め、益す地方の山方に銅を促し、往々資金を貸與することさへありき、又一方においては、各地に水產製造品買入所をもき、年々製造方法

を繪圖にして示し、つとめて支那人の嗜好に適するやう注意せり、されば水產製造品は、維新前既に比較的發達し居れり、さはいへ、輸入の物品は蘭人一回支那人二回の定めなれば新技術の品に接する機會少くなりし爲、一般に殖産上の發達にとりては、少からざる不利益を蒙れり。

62
396

早三月廿九日

終

